

## 愛川町企業誘致等に関する条例

### 【対象地域】

製造業、情報通信業、自然科学研究所  
…工業系区域及び県央愛川ハイテク研究所団地  
宿泊業…町内すべての地域

### 【適用要件】

事業所の新規立地、移設、増設及び償却資産の増資  
(既存企業にあっては愛川町内で3年以上の事業実績)

### 【対象企業】

製造業、情報通信業、自然科学研究所、宿泊業(ホテル・旅館業に限る)

### 【投下資本額】

製造業、自然科学研究所、宿泊業  
(大企業3億円以上、中小企業3,000万円以上)  
情報通信業(大企業1億円以上、中小企業3,000万円以上)  
小規模企業の場合：上記業種で1,000万円以上  
償却資産のみの増資の場合：大企業3億円以上、中小企業3,000万円以上、小規模企業者1,000万円以上

### 【対象期間】

2024年4月1日～2029年3月31日

### 【支援内容】

- 1 固定資産税・都市計画税の不均一課税(5年間)
  - ①戦略産業(ロボット関連、医療関連の製造業)…免除
  - ②上記以外の製造業、情報通信業、自然科学研究所…1～2年目免除、3～5年目1/5に軽減
  - ③宿泊業…1/2に軽減
- 2 雇用奨励金  
町内に住所を有した町民を新たに1年以上雇用した場合、雇用1人目から一人あたり20万円・5人分を限度。雇用従業員が障害者(身体・知的・精神)であれば一人あたり10万円を加算。
- 3 環境配慮設備設置奨励金
  - ・立地に伴い太陽光発電設備(発電能力10kw以上)を設置した場合、50万円を交付
  - ・建築物の屋上の全部又は一部に3m<sup>2</sup>以上の屋上緑化を施工した場合に50万円を限度に交付
    - ①屋上緑化した面積1m<sup>2</sup>当たり2万円を乗じて得た額
    - ②緑化に要した費用の1/2の額

※①か②のいずれか低い方の額  
※支援内容2及び3について、償却資産のみの増資の場合は対象となりません。

## 企業立地に伴う就業者転入奨励金制度(愛川町企業の立地に伴う就業者転入奨励金交付要綱)

### 【支援内容】

愛川町企業誘致条例の奨励措置の適用を受けた企業(償却資産のみの増資は除く)に勤務する就業者のうち、愛川町以外に居住する者が定住の意思を持って本町へ転入した場合に、50万円を就業者へ交付

### 【適用要件】

就業者自ら居住の用に供する住宅を取得(新築又は購入)し、取得した日の直後の固定資産課税基準日(1月1日)まで引き続き居住していること等

## 環境配慮設備設置事業補助金

### 【対象企業】

本町の区域内で継続して1年以上事業を行っている企業

### 【支援内容】

- 1 太陽光発電設備(発電能力10kw以上)を設置した場合、50万円を交付
- 2 建築物の屋上の全部又は一部に3m<sup>2</sup>以上の屋上緑化を施工した場合に50万円を限度に交付
  - ①屋上緑化した面積1m<sup>2</sup>当たり2万円を乗じて得た額
  - ②緑化に要した費用の1/2の額

※①か②のいずれか低い方の額

## 工場立地法による緑地面積率等の緩和 (愛川町工場立地法第4条の2第1項の規定に基づく準則を定める条例)

愛川町では、2019年4月1日から、下記の地域について工場立地法により一定規模以上の事業所に義務付けられている緑地面積率等の基準を緩和しました。

### 【対象地域】

工業専用地域、工業地域

### 【支援内容】

|        |         |     |
|--------|---------|-----|
| 工業専用地域 | 緑地面積率   | 5%  |
|        | 環境施設面積率 | 10% |
| 工業地域   | 緑地面積率   | 10% |
|        | 環境施設面積率 | 15% |
|        | 重複緑地算入率 | 50% |

### 問合せ

愛川町環境経済部商工観光課 (046)285-2111(内線3524)